

特別支援学校の国庫補助基準面積について

1. 国庫補助基準面積

国庫補助基準面積は、学習指導要領に即した学校教育の実施を確保する上で必要となる標準的な面積を学校種及び建物種の別に定めたものであり、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成 18 年 7 月 13 日 文部科学大臣裁定）において規定されている。

各学校設置者において、弾力的に多様な学校施設を整備することができるよう、教室等の個々の室の面積を定めたものではなく、学校規模に応じた総面積を定めている。

また、国庫補助基準面積は、教育内容・方法等の多様化等に伴う学習指導要領の改正等を踏まえ、所要の改善を図っている。

2. 特別支援学校の国庫補助基準面積（次頁以降に抜粋）

特別支援学校の性格を踏まえ、学部種及び建物種に加え、障害種に応じて定められている。

（学部種）小・中学部、幼稚部、高等部

（建物種）校舎、屋内運動場、寄宿舎

※幼稚部は校舎と寄宿舎のみ、高等部の校舎は一般校舎と産振校舎に分かれている。

（障害種）視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

3. 特別支援学校の国庫補助基準面積の主な改定実績

・小中学部の国庫補助基準面積を改定（平成 10 年度）

（校舎平均 39%、屋内運動場平均 33%、寄宿舎平均 39%）

・高等部及び幼稚部の国庫補助基準面積を改定（平成 11 年度）

（高等部（単独）：一般校舎平均 42%、屋内運動場平均 30%、寄宿舎平均 55%、
産振校舎平均 30%）

（幼稚部：校舎平均 267%、寄宿舎平均 10%）

公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

〔平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号〕
 文部科学大臣裁定

（最終改正 平成 30 年 4 月 1 日 29 文科施 402 号）

6. 特別支援学校基準

(1) 小・中学部

ア 校舎（義務令 7 条 2 項，5 項，6 項，災害令 1 条 3 項）

—学級数に応ずる校舎必要面積—

（構造：R，単位：㎡）

区分	学級数（重複障害学級を含む。）	面積の計算方法
視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1 学級から 3 学級まで	1,862
	4 学級から 8 学級まで	2,105 + 242 (N - 4)
	9 学級から 17 学級まで	3,317 + 170 (N - 9)
	18 学級以上	4,850 + 134 (N - 18)
聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1 学級から 3 学級まで	1,616
	4 学級から 8 学級まで	1,869 + 253 (N - 4)
	9 学級から 17 学級まで	3,135 + 170 (N - 9)
	18 学級以上	4,668 + 134 (N - 18)
知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1 学級から 3 学級まで	1,903
	4 学級から 8 学級まで	2,163 + 260 (N - 4)
	9 学級から 17 学級まで	3,463 + 200 (N - 9)
	18 学級以上	5,263 + 145 (N - 18)
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1 学級から 3 学級まで	2,152
	4 学級から 8 学級まで	2,429 + 276 (N - 4)
	9 学級から 17 学級まで	3,808 + 240 (N - 9)
	18 学級以上	5,969 + 181 (N - 18)
病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1 学級から 3 学級まで	1,576
	4 学級から 8 学級まで	1,849 + 273 (N - 4)
	9 学級から 17 学級まで	3,216 + 170 (N - 9)
	18 学級以上	4,749 + 134 (N - 18)

注) 1 N……学級数（重複障害学級を含む。）

2 傾斜路を設ける学校の必要面積は，上表によって計算された必要面積に，170 ㎡に当該

学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が3を超える場合は、3）を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 3 この基準は、温暖地の場合であり、1級及び2級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1学級（重複障害学級を含む。）当たり7.6㎡を加える。
- 4 視覚障害者である児童等，聴覚障害者である児童等，知的障害者である児童等，肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る学級数に応ずる必要面積は，障害区分ごとに，当該学校の全学級数をそれぞれ当該障害区分の全学級数とみなして上記の表を適用して得た面積を，当該障害区分の学級数により加重平均した面積とする。

イ 屋内運動場（義務令7条3項，5項，6項，災害令1条3項）

—学級数に応ずる屋内運動場必要面積—

（単位：㎡）

区分	面 積	
	温暖地	寒冷地
視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	932	992
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1,097	1,157

注) 1 1級，2級積雪寒冷地域は，ともに寒冷地欄を用いる。

- 2 視覚障害者である児童等，聴覚障害者である児童等，知的障害者である児童等又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る学級数に応ずる必要面積は，肢体不自由者である児童等を就学させる特別支援学校を適用して得た面積とする。

ウ 寄宿舎（義務令8条，災害令1条1項）

—寄宿舎児童生徒数に応ずる寄宿舎基準面積—

（構造：R，単位：㎡／人）

（ア）単一障害（肢体不自由を除く。）

区分	収容児童・生徒数区分	1人当たり基準
温暖地	1～35人	$33.52 + \frac{31}{P}$
	36～71人	$24.44 + \frac{358}{P}$

	72 人	29.42
	73 人以上	24.47+ $\frac{356}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容児童・生徒数区分	1 人当たり基準
温暖地	1～35 人	38.41+ $\frac{80}{P}$
	36～71 人	28.08+ $\frac{452}{P}$
	72 人	34.36
	73 人以上	28.08+ $\frac{452}{P}$

注) 1 P……児童・生徒数

2 この基準は、温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ 1 人当たり 0.90 m²を加える。

3 (ア) 及び (イ) の障害区分の児童等を収容する寄宿舎に係る 1 人当たり基準面積は、(ア) 又は (イ) の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全児童等の数をそれぞれ当該障害区分の児童等の数とみなして上記 (ア) 又は (イ) の表を適用して得た面積を、当該障害区分の児童等の数により加重平均した面積とする。

(2) 幼稚部

ア 校舎 (災害令 1 条 1 項, 2 項)

— 1 人当たり基準面積 —

(構造: R, 単位: m²/人)

区分	幼児数区分	1 人当たり基準
視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 5 人	$\frac{370}{P}$
	6 ~ 14 人	34.60+ $\frac{197}{P}$
	15 人	47.73
	16 ~ 30 人	35.53+ $\frac{183}{P}$

	31人以上	$27.33 + \frac{429}{P}$
聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 5人	$\frac{370}{P}$
	6 ~ 14人	$40.70 + \frac{167}{P}$
	15人	51.80
	16 ~ 30人	$35.53 + \frac{244}{P}$
	31人以上	$27.33 + \frac{490}{P}$
知的障害者又は病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 5人	$\frac{370}{P}$
	6 ~ 14人	$34.60 + \frac{197}{P}$
	15人	47.73
	16 ~ 30人	$35.53 + \frac{183}{P}$
	31人以上	$27.33 + \frac{429}{P}$
肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 5人	$\frac{429}{P}$
	6 ~ 14人	$41.00 + \frac{224}{P}$
	15人	55.93
	16 ~ 30人	$41.33 + \frac{219}{P}$

	31人以上	$32.27 + \frac{491}{P}$
--	-------	-------------------------

注) 1 P……幼児数。ただし、重複障害の幼児を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の幼児の数に、重複障害の幼児の数に 1.67 を乗じて得た数を加えた数（1 未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を幼児数とみなす。

2 この基準は温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあっては 1 人当たり 1.27 m²を加える。

3 視覚障害者である幼児，聴覚障害者である幼児，知的障害者である幼児，肢体不自由者である幼児又は病弱者である幼児の 2 以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る 1 人当たりの基準面積は，障害区分ごとに，当該学校の全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児とみなして上記の表を適用して得た面積を，当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

イ 寄宿舎（災害令 1 条 1 項）

— 1 人当たり基準面積 —

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

(構造：R，単位：
m²/人)

区分	収容幼児数の区分	1 人 当 たり 基 準
温 暖 地	1 ～ 11人	$29.75 + \frac{24}{P}$
	12 ～ 23人	$23.75 + \frac{96}{P}$
	24人	27.75
	25人以上	$17.92 + \frac{236}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容幼児数の区分	1 人 当 たり 基 準
温 暖 地	1 ～ 11人	$33.25 + \frac{27}{P}$
	12 ～ 23人	$28.75 + \frac{81}{P}$

	24人	32.13
	25人以上	$22.17 + \frac{239}{P}$

注) 1 P……幼児数

2 この基準は温暖地の場合であり、1級及び2級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり0.90㎡を加える。

3 (ア)及び(イ)の障害区分の幼児を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は、(ア)又は(イ)の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児数とみなして上記(ア)又は(イ)の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

(3) 高等部 (災害令1条1項, 2項)

ア 一般校舎

— 1人当たり基準面積 —

(構造:R 単位:㎡/人)

(1) 併置高等部 (小学部又は中学部を置く学校の高等部をいう。以下同じ。)

区分	生徒数区分	1人当たり基準
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 24人	$\frac{1,619}{P}$
	25 ~ 71人	$21.79 + \frac{1,096}{P}$
	72人	37.01
	73 ~ 144人	$23.29 + \frac{988}{P}$
	145人以上	$18.96 + \frac{1,612}{P}$
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 24人	$\frac{1,516}{P}$
	25 ~ 71人	$22.65 + \frac{972}{P}$

	72人	36.15
	73 ~ 144人	$23.32 + \frac{924}{P}$
	145人以上	$18.94 + \frac{1,555}{P}$
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 24人	$\frac{1,597}{P}$
	25 ~ 71人	$22.69 + \frac{1,052}{P}$
	72人	37.31
	73 ~ 144人	$25.86 + \frac{824}{P}$
	145人以上	$19.24 + \frac{1,777}{P}$
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 24人	$\frac{1,914}{P}$
	25 ~ 71人	$26.50 + \frac{1,278}{P}$
	72人	44.25
	73 ~ 144人	$29.63 + \frac{1,052}{P}$
	145人以上	$24.67 + \frac{1,766}{P}$
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ~ 24人	$\frac{1,516}{P}$
	25 ~ 71人	$22.65 + \frac{972}{P}$
	72人	36.15
	73 ~ 144人	$23.32 + \frac{924}{P}$

	145人以上	$18.94 + \frac{1,555}{P}$
--	--------	---------------------------

(2) 単独高等部(小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部をいう。以下同じ。)

区分	生徒数区分	1人当たり基準
視覚障害者である生徒 に対する教育を行う特別 支援学校	1 ~ 24人	$\frac{2,293}{P}$
	25 ~ 71人	$32.06 + \frac{1,524}{P}$
	72人	53.22
	73 ~ 144人	$19.88 + \frac{2,400}{P}$
	145人以上	$19.26 + \frac{2,490}{P}$
聴覚障害者である生徒 に対する教育を行う特別 支援学校	1 ~ 24人	$\frac{2,047}{P}$
	25 ~ 71人	$33.40 + \frac{1,245}{P}$
	72人	50.69
	73 ~ 144人	$19.88 + \frac{2,218}{P}$
	145人以上	$19.24 + \frac{2,310}{P}$
知的障害者である生徒に に対する教育を行う特別 支援学校	1 ~ 24人	$\frac{2,170}{P}$
	25 ~ 71人	$34.25 + \frac{1,348}{P}$
	72人	52.97

	73 ～ 144人	$25.28 + \frac{1,994}{P}$
	145人以上	$20.67 + \frac{2,657}{P}$
肢体不自由者である生徒 に対する教育を行う特別 支援学校	1 ～ 24人	$\frac{2,655}{P}$
	25 ～ 71人	$37.44 + \frac{1,756}{P}$
	72人	61.83
	73 ～ 144人	$28.32 + \frac{2,413}{P}$
	145人以上	$25.65 + \frac{2,798}{P}$
病弱者である生徒に対す る教育を行う特別支援 学校	1 ～ 24人	$\frac{2,007}{P}$
	25 ～ 71人	$35.92 + \frac{1,145}{P}$
	72人	51.82
	73 ～ 144人	$19.88 + \frac{2,299}{P}$
	145人以上	$19.25 + \frac{2,390}{P}$

- 注) 1 P……生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校にあつては、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に 2.67 を乗じて得た数を加えた数（1 未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。
- 2 この基準は温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ 1 人当たり 1.27 m²を加える。
- 3 傾斜路を設ける単独高等部の 1 人当たり基準面積は、上表によって計算された面積に、傾斜路を設ける校舎の階数に応じ、次表に掲げる面積を加えた面積とする。
- 4 視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒、肢体不自由者である生徒又は病弱者である生徒の 2 以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る

1人当たり基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

(構造：R, 単位：㎡)

階 数	1	2	3以上
加算面積	$\frac{170}{P}$	$\frac{340}{P}$	$\frac{510}{P}$

イ 産振校舎

— 1人当たり面積 —

特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正の面積は、各学科ごとに次の表に掲げる面積（2以上の学科を置く場合にあつては、その合計面積）を特別支援学校の高等部の生徒の数で除して得た面積とする。

(構造：R, 単位：㎡/人)

学 科	産振補正面積(W)
農 業 系 学 科 (・農業園芸科 等)	407 [481]
工 業 系 学 科 (・機械科 ・印刷科 ・印刷ビジネス科 ・情報機械科 ・印刷情報科 ・工業科 ・産業科 ・窯業科 等)	407 [481]
工 芸 系 学 科 (・産業工芸科 ・工芸科 ・産業情報科 等)	407 [481]
家 政 系 学 科 (・被服科 ・色染科 ・家政科 ・生活科 ・生活情報科 ・福祉科 等)	407 [481]
商 業 系 学 科	244 [289]

[産業システム科] [商業科 等] 芸術系学科	244 [289]
[デザイン科] [音楽科 等] 情報系学科	244 [289]
[情報デザイン科] [情報処理科 等]	
(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ) 理療科・保健理療科 理学療法科 (理療科・保健理療科と併置する場合)	814 733 (488)
(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ) 理容科 歯科技工科	326 326

注) 1 [] 内は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正面積。

2 肢体不自由者である生徒及び視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の産振補正面積は肢体不自由者である生徒に係る面積を適用する。

ウ 屋内運動場

— 1人当たり基準面積 —

(単位：m²/人)

(1) 併置高等部

(ア) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80人	143 — P	143 — P
81～112人	143 — P	463 — P
113人以上	463 — P	463 — P

(イ) 肢体不自由

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80人	$\frac{176}{P}$	$\frac{176}{P}$
81～112人	$\frac{176}{P}$	$\frac{572}{P}$
113人以上	$\frac{572}{P}$	$\frac{572}{P}$

(2) 単独高等部

(ア) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
1人以上	$\frac{1,075}{P}$	$\frac{1,135}{P}$

(イ) 肢体不自由

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
1人以上	$\frac{1,273}{P}$	$\frac{1,333}{P}$

- 注) 1 P……生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校については、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に 2.67 を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。
- 2 (ア) 及び (イ) の障害区分の生徒に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る 1人当たりの基準面積は、上記 (イ) の表を適用して得た面積とする。

エ 寄宿舎

— 寄宿生徒 1人当たり基準面積 —

(構造：R, 単位：m²/人)

(1) 併置高等部

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準
地 温暖	1 ～ 35人	$34.00 + \frac{61}{P}$

	36 ~ 71人	$27.78 + \frac{285}{P}$
	72人	31.74
	73人以上	$31.06 + \frac{49}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準
温暖地	1 ~ 35人	$38.96 + \frac{87}{P}$
	36 ~ 71人	$31.75 + \frac{347}{P}$
	72人	36.57
	73人以上	$35.47 + \frac{79}{P}$

(2) 単独高等部

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準
温暖地	1 ~ 35人	$40.79 + \frac{55}{P}$
	36 ~ 71人	$32.39 + \frac{357}{P}$
	72人	37.35
	73人以上	$32.42 + \frac{355}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容生徒数の区分	1人当たり基準
温暖地	1 ~ 35人	$46.54 + \frac{107}{P}$
	36 ~ 71人	$36.94 + \frac{452}{P}$
	72人	43.22
	73人以上	$36.94 + \frac{452}{P}$

注) 1 P……生徒数

2 この基準は温暖地の場合であり，1級及び2級積雪寒冷地域にあつては，それぞれ1人当たり0.90㎡を加える。

3 (ア)及び(イ)の障害区分の生徒を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は，(ア)又は(イ)の障害区分ごとに，当該寄宿舎に収容する全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記(ア)又は(イ)の表を適用して得た面積を，当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。